

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年10月23日(水)午後3時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

2番	菱木信治	委員	3番	伊能正啓	委員
4番	熱田幸子	委員	5番	鈴木一郎	委員
6番	江波戸博	委員	7番	大木岩五郎	委員
8番	岩井淳	委員	9番	渡邊弘仁	委員
10番	實川元久	委員	11番	塚本虎之助	委員
12番	二村正美	委員	13番	伊藤定夫	委員
14番	川口京子	委員	15番	太田忠治	委員
16番	大木清	委員	17番	及川誠	委員
18番	大木一夫	委員	19番	伊藤秀雄	委員
20番	加瀬浩市	委員	21番	林豊	委員
22番	増田正義	委員	23番	大木傳一郎	委員
24番	石毛利雄	委員	25番	菅谷守夫	委員
26番	伊藤幸夫	委員	27番	熊切清	委員

4 欠席委員(1名)

1番 鈴木正夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 9件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 平成25年度第4次農用地利用集積計画について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(匝瑳市産業振興課)

職員 1 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 25 年度 10 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、5 番鈴木一郎委員 6 番江波戸博委員を指名
いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号、番号 1 番、2 番、4 番は賃借権に関する件、番号 3 番、5
番から 9 番は所有権移転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 9 番を議案書をもとに朗読】

番号 1 番から 9 番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

9 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

25番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

16番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号7番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

23番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、1件でございます。

【議案第2号、番号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、1219㎡の内500㎡に農作業用作業場を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3番 番号1番について、農作業用作業場を計画するものです。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、9件でございます。

【議案第3号、番号1番から9番を議案書をもとに朗読】

番号1番は、駐車場用地として現況畑1233㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、駐車場用地として現況畑439㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、通路用地として現況畑120.01㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、太陽光発電事業用地として田1700㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、89㎡を借受け隣接する土地295.03㎡と併せて専用住宅用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、駐車場用地として422㎡を借受け計画するものです。現地は既に駐車場として利用されております。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、専用住宅及び車庫用地として計367㎡を借受け計画するものです。現地には既に専用住宅、物置が建築されています。始末書が提出されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、番号9番と同一事業です。建売分譲住宅用地として畑計124㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番の申請地は、番号8番と同一事業です。建売分譲住宅用地として畑計397㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。なお、4番につきましては、去る21日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第3班の班長よりそれぞれ報告をお願いします。

13番 番号1番について、経営している店舗の駐車場が不足しているため、現況畑を譲受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影

響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、番号1番と同様、経営している店舗の駐車場が不足しているため、現況畑を譲受け駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、譲受人は造園業を営んでいます。資材置場として隣接地を転用しましたが、入り口が狭いため通路を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号4番について、第3班の現地調査班を代表して報告申し上げます。

本件につきましては、去る10月21日午後1時15分より、農地法第5条に規定による許可申請があった案件について現地調査を実施しました。

現地は、周囲の営農条件等から第2種農地に区分される農地であろうと思われます。申請地は、水田で良好に管理されていました。

その後の意見交換では、調査した委員より、水田を埋め立てずに、地盤改良した後、砕石を敷きパネルを設置する事業計画となっていることから地盤改良の方法によっては、隣接農地をはじめ周辺農地への影響を心配する意見や、不測の事態への対応策について、冠水時の漏電対策や施設の修繕方法を心配する意見が出されましたので申請代理人へ詳細を文書にて回答するよう依頼をしました。

なお、回答については、既に配布してあります文章のマーカーで囲んだ部分となりますので、ご確認をお願いします。

25番 番号5番について、譲受人は現在両親、兄弟と同居していますが、手狭のため父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

18番 番号6番について、申請地は既に駐車場となっています。本件につきましては、去る5月21日午後1時30分より、実施した第1班の現地調査の際、事業所に隣接している農地について、申請者が農地以外の用途に使用していると見受けられたことから、申請者に対しこれらについては是正するよう指摘した案件です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

11番 番号7番について、譲受人は現在集合住宅に住んでいますが子供の成長に伴い手狭となったため、母より借受け専用住宅及び車庫を計画するものです。なお、現地は既に住宅と物置が建築されていますが、本計画に伴い既存の建物は取り壊し、新たに計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号8番、9番について、建売分譲住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、田4筆を賃借したいとのことです。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番菱木信治委員、20番加瀬浩市委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番菱木信治委員、20番加瀬浩市委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号、「平成25年度第4次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、伊藤秀雄委員・大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に、第1の利用権設定関係の1番について、事務局より説明をお願いします。伊藤委員は退席をお願いします。

(伊藤委員退席)

伊藤委員が退席しましたので、第1の利用権設定関係の1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の1番について別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号 平成25年度第4次農用地利用集積計画の第1の利用権設定関係の1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 伊藤委員が着席しましたので、引き続き、「平成25年度第4次農用地利用集積計画について」を、議題といたします。第1の利用権設定関係の2番について事務局より説明をお願いします。大木委員は退席をお願いします。

(大木委員退席)

大木委員が退席しましたので、第1の利用権設定関係の2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の第1の利用権設定関係の2番について別冊議案書を御覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号 平成25年度第4次農用地利用集積計画の第1の利用権設定関係の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 大木委員が着席しましたので、引き続き、「平成25年度第4次農用地利用集積計画について」を、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。
【議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明】
以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号「平成25年度第4次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第5号「平成25年度第4次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	9件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号 平成25年度第4次農用地利用集積計画について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	3件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年10月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。